

北海道災害復興支援基金

北海道NPO新型コロナウイルス感染症対策助成事業交付要綱

令和 2 年 8 月 7 日

(目的)

第1条 この要綱は、認定NPO法人北海道NPOファンド(以下「ファンド」という。)が運営する北海道災害復興支援基金(以下「基金」という。)の北海道災害復興支援基金規程(以下「規程」という。)第2条に基づき、新型コロナウイルス感染症対策市民活動に取り組む団体の支援を目的とし、新型コロナウイルス感染症対策市民活動助成事業(以下「新型コロナ対策事業」という。)を実施するため、必要な事項を定める。

(助成対象団体)

第2条 この要綱により、助成を受けることができる団体は、北海道内に所在地のある団体であることとする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、次の各号に掲げる全ての要件を充たす必要がある。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策並びにその支援となる事業
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大に起因して、新たに開始又は見直した事業
- (3) 営利を目的としない公益的な事業
- (4) 北海道内における地域社会の発展に資すると認められるもの
- (5) 北海道で暮らす人々を対象とした事業
- (6) 親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと
- (7) 既に終了した事業でないこと

(助成対象事業費)

第4条 助成金の使途の限定は特にありませんが、事業管理費(スタッフ謝金や通信費、地代家賃等、当該事業を含む団体運営に要する経費)は全体の5割以下にしてください。

2 公募開始前から実施している事業を今後も継続実施する場合に限り、2020年4月1日まで遡って1に定める経費を助成対象と認めることができる。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、ファンドに対し、その定める期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 収支計画書（様式3）
- (4) その他、ファンドが必要と認めた書類

（助成金の交付決定）

第6条 ファンドは、前条の申請があったときは、基金選定委員会による審査を経た助成金の交付先、交付額等の決定に従い、助成金を交付するものとする。

2 ファンドは第1項の規定により助成金を交付することを決定したときは、助成金交付決定通知書（様式4）により、助成金を交付しないことを決定したときは、助成金不交付決定通知書（様式5）により、速やかに申請団体に通知するものとする。

3 前項に定める助成金交付決定通知書（様式4）については、基金選定委員会の意見を付記することができるものとする。

（助成事業の変更）

第7条 助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成金交付変更等申請書（様式6）をファンドに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業の内容を変更するとき
- (2) 助成事業を中止、または廃止するとき
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないとき

2 ファンドは、前項の申請があった場合、期限を定めて、当該団体に対して交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

3 ファンドは、第1項の規定により、助成事業の変更等を認めたときは、助成金交付変更等決定通知書（様式7）により、当該助成団体に通知するものとする。

（関係書類の保存）

第8条 助成団体は、助成事業に係る経理を明らかにした書類、帳簿等を事業終了後5年間保存しなければならない。

(事業報告書)

第9条 助成団体は、助成事業の終了後、1か月以内（ただし、事業終了が3月31日の場合には、3月31日までとする。）に、次の各号に掲げる書類をファンドに提出しなければならない。

- (1) 助成金事業実績報告書（様式8）
- (2) 事業報告書（様式9）
- (3) 収支決算書（様式10）
- (4) その他ファンドが必要と認めた書類

2 ファンドは、助成を行った事業に対して、助成金の使途等に関する調査を行い、又は、第8条の書類、帳簿等を開示させ、その報告又は説明を求めることができる。なお、助成団体は、これに応じなければならない。

(助成金の交付)

第10条 ファンドは、前条の規定による補助金確定後の通知後、すみやかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 ファンドは、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により、助成を受けたとき
- (2) 助成目的以外の経費に流用したとき
- (5) その他この要綱に違反した場合

2 ファンドは、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消したときは、助成金交付取消決定通知書（様式13）により、当該団体に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 ファンドは、前条の規定に基づき助成金の交付を取り消した場合、期限を定めて、当該団体に対して交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 ファンドは、第7条第2項及び前項の規定により、及び余剰金があった場合、助成金

の返還を請求するときは、助成金返還決定通知書（様式14）により、当該団体に通知するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、ファンドが定める。

附 則

この要綱は、2020年8月1日から施行する。

様式1

年 月 日

(あて先) 北海道 NPO ファンド 代表理事宛

郵便番号
住 所

団 体 名
代 表 者 職名 氏名 印
(担当者名 Tel)
Eメールアドレス :

北海道 NPO 新型コロナウイルス感染症対策助成事業交付申請書

年度北海道NPO新型コロナウイルス感染症対策助成事業助成金の交付を受けたいので、「北海道NPO新型コロナウイルス感染症対策助成事業交付要綱」の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 助成事業名

2 助成金申請額

3 関係書類

- (1) 事業計画書 (様式2)
- (2) 収支計画書 (様式3)
- (3) その他

4 振込先口座等

口座名義（フリガナ）

振込先金融機関	
(金融機関名称)	(本・支店名)

預金種目

口座番号

- 1 普通
- 2 当座
- 9 別段

--

様式2

事業計画書(年度)

事業名	
事業期間	年 月 ～ 年 月
具体的な 事業内容 ・いつ ・どこで ・対象者 ・参加者数 ・参加費 ・事業の周知方法 など	

収支計画書

項目		金額(円)	内 訳	
収 入	自己資金		会費	
			事業収益	
			その他	
	本助成金		当該事業に対する助成希望額	
	その他の補助金・助成金			
	寄附金・協賛金			
	その他			
計				
支 出	助成対象経費(管理費含む)			
		小計		
	助成対象外経費			
		小計		
計				

様式4

()年 月 日

様

北海道 NPO ファンド

印

北海道 NPO 新型コロナウイルス感染症対策助成事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請書を受理した 年度助成金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 助成の種類及び対象となる事業名

- ・助成の種類：
- ・事業名：

2 助成対象事業費及び助成金額は次のとおりとする。

助成対象事業費総額	金	円
助成対象事業費	金	円
助成総額（予定）	金	円

3 助成条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容の変更しようとするときは、あらかじめファンドの承認を得ること。
- (2) 助成事業を中止、または廃止するときは、あらかじめファンドの承認を得ること。
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、あらかじめファンドの承認を得ること。
- (4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、すみやかにファンドに報告してその指示を受けること。
- (5) 助成金は、事業目的以外に使用しないこと。
- (6) 事業終了後、要綱に定める様式により実績報告書(様式8)、事業報告書(様式9)、

収支決算書（様式 10）及び現金出納帳（様式 11）を作成し、1 か月以内（ただし、事業終了が 3 月 31 日の場合には、3 月 31 日までとする。）にファンドあて提出すること。

(7) 助成対象事業に係る決算額が、助成対象事業費に満たないときは、その満たない額の割合に応じて助成金額を減ずること。

(8) 助成対象事業の決算に係る事業費からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、助成額から(7)により減ずる額を差引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減ずること。

(9) その他北海道 NPO 新型コロナウイルス感染症対策助成事業交付要綱の定めを遵守すること。

5 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他ファンドが助成を不相当と認めたときは、助成を取消し若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

6 ファンド理事会が必要と認めたときは、随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

様式5

()年 月 日

様

北海道 NPO ファンド

印

北海道 NPO 新型コロナウイルス感染症対策助成事業不交付決定通知書

年 月 日付で申請書を受理した 年度北海道 NPO 新型コロナウイルス感染症対策助成事業については、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

1 助成の種類及び対象となる事業名

- ・助成の種類：
- ・事業名：

2 不交付の理由

様式 6

年 月 日

(あて先) 北海道 NPO ファンド

郵便番号
住 所

団 体 名
代 表 者 職 名 氏 名 印
(担当者名 印)
E メールアドレス :

北海道 NPO 新型コロナウイルス感染症対策助成事業交付変更等申請書

年 月 日付の交付決定通知に係る事業については、交付の変更を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 助成事業名
- 2 変更理由及び変更内容 (※ 他の添付書類で説明を補充してもよい。)
- 3 助成金の交付変更申請額
 - (1) 変更申請額
 - (2) 既交付決定額
 - (3) 変更増 (減) 額
- 4 関係書類
 - (1) 事業計画書 (様式 2)
 - (2) 収支計画書 (様式 3)
 - (3) その他

5 振込先口座等

口座名義 (フリガナ)

振込先金融機関	
(金融機関名称)	(本・支店名)

預金種目

口座番号

- 1 普通
- 2 当座
- 9 別段

--

()年 月 日

様

北海道 NPO ファンド

印

北海道 NPO 新型コロナウイルス感染症対策助成事業交付変更等決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度北海道 NPO 新型コロナウイルス感染症対策助成事業の変更等について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成の種類及び対象となる事業名

- ・助成の種類：
- ・事業名：

2 助成対象事業費及び助成金額は次のとおり変更する。

助成対象事業費総額	金	円
助成対象事業費	金	円
既交付決定額	金	円
変更増(減)額	金	円
助成総額(予定)	金	円

3 交付変更の理由

4 助成条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容の変更しようとするときは、あらかじめファンドの承認を得ること。
- (2) 助成事業を中止、または廃止するときは、あらかじめファンドの承認を得ること。
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、あらかじめファンドの承認を得ること。
- (4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、すみやかにファンドに報告してその指示を受けること。

- (5) 助成金は、目的以外に使用しないこと。
 - (6) 事業終了後、要綱に定める様式により事業実績報告書（様式8）、事業報告書（様式9）、収支決算書（様式10）及び現金出納帳（様式11）を作成し、1か月以内（ただし、事業終了が3月31日の場合には、3月31日までとする。）にファンドあて提出すること。
 - (7) 助成対象事業に係る決算額が、助成対象事業費に満たないときは、その満たない額の割合に応じて助成金額を減ずること。
 - (8) 助成対象事業の決算に係る事業費からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、助成額から(7)により減ずる額を差引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減ずること。
 - (9) その他北海道 NPO 新型コロナウイルス感染症対策助成事業交付要綱の定めを遵守すること。
- 6 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他ファンドが補助を不相当と認めたときは、助成を取消し若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。
- 7 ファンド理事会が必要と認めたときは、随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

様式 8

年 月 日

(あて先) 北海道 NPO ファンド

郵便番号
住 所

団 体 名
代 表 者 職 名 氏 名 印
(担当者名 TEL)
E メールアドレス :

北海道 NPO 新型コロナウイルス感染症対策助成事業実績報告書

年度北海道NPO新型コロナウイルス感染症対策助成事業助成金の交付を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業名

- 2 助成金額 (交付決定通知書の助成総額 (予定) の額)

- 3 関係書類
 - (1) 事業報告書 (様式 9)
 - (2) 収支決算書 (様式 10)
 - (3) その他参考となる資料

様式9

事業報告書(年度)

事業名	
事業期間	年 月 ～ 年 月
助成事業 の内容	
事業の 成果	

収 支 決 算 書

項 目		予算額(円)	決算額(円)	予・決の差	決算額の内訳	
収 入	自己資金				会費 事業収益 その他	
	当助成金				当該事業に対する 助成希望額	
	その他の補助金・助成金					
	寄附金・協賛金					
	その他					
	計					
	支 出	助成対象経費				
小計						
助成対象外経費						
		小計				
計						

<申請時には計画していなかった経費が発生した場合、予・決の差が予算の1割以上または100万円を超えている場合等の理由>

様式 1 2

() 年 月 日

様

北海道 NPO ファンド

印

北海道 NPO 新型コロナウイルス感染症対策助成事業助成金交付取消決定通知書

年度北海道 NPO 新型コロナウイルス感染症対策助成事業助成金について、下記のとおり交付取消することに決定したので通知します。

記

1 助成事業名

2 交付取消の理由

様式13

()年 月 日

様

札幌ファンド

印

北海道 NPO 新型コロナウイルス感染症対策助成事業返還決定通知書

年度北海道 NPO 新型コロナウイルス感染症対策助成事業助成金について、その（全額・一部）を返還請求することに決定したので通知します。

記

1 助成事業名

2 返還請求の理由

3 返還請求金額

(交付済みの助成金額

円)

4 返還方法

別添の納付書にて市内金融機関でお支払ください。

5 返還期限

年 月 日まで